



議決権行使に関する基本的な考え方

1. 議決権行使の基本的姿勢

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社(以下NTGIJ)は、自己もしくはお客様以外の第三者の利益を図る目的で議決権行使を行うことなく、法令順守の下、お客様の利益の最大化を追求することのみを目的として、その行使を行います。

2. 議決権行使の方法

NTGIJは、議決権行使に関する基本方針および手続き(以下「議決権行使方針」という。)および議決権行使に関するガイドライン(以下「議決権行使ガイドライン」)を定め、これに従い議決権の行使を行います。NTGIJ議決権行使委員会は、弊社グループが定める議決権行使方針および議決権行使ガイドラインを採用し、これを準用します。

NTGIJ議決権行使委員会は、「議決権行使方針」および「議決権行使ガイドライン」に基づき、各種議案に対する賛成または反対の行使指図等を行います。NTGIJは、弊社グループ会社と同様に、独立した第三者機関(「サービス会社」)を利用し、議案内容の精査やNTGIJ議決権行使委員会に対する議決権行使ガイドラインに沿ったレコメンデーションの作成を依頼します。

またNTGIJが運用及び議決権行使を再委託する投資一任契約においては、再委託先が定める「議決権行使方針」および「議決権行使ガイドライン」に基づき議決権行使が行われます。その際、再委託先の行使基準と当社「議決権行使方針」との整合性や、議決権行使の目的の実現性の確保に努めます。一方、お客様から議決権等行使指図の方針等の提示がある場合には、これを遵守して行使指図等を行います。

外国株式に係る議決権行使に当たっては、当該国の実情に応じてその指図を行います。